

復興大臣政務官

亀岡 偉民 様

要 望 書

福島県いわき市長

清水 敏男

「住まいの復興給付金制度」の対象者拡大について

平成 23 年 3 月 11 日の東北地方から関東にかけて発生した東北地方太平洋沖地震及びそれに伴う津波、また 4 月 11 日に発生した余震は、本市に 446 名の死亡者という人的被害をはじめ、全壊 7,917 棟をはじめとする 9 万棟以上の家屋の損壊をもたらし、多くの市民が住宅に困窮したところであります。

このため、現在、被災した住宅の補修や、新築・改築等により、住宅再建が進んでいるものの、本市の住宅事情は、他県や県内の他市町村と異なり、市内被災者の住宅再建ばかりでなく、原発事故による双葉郡 8 町村等からの避難者による住宅建築に伴い、本市における平成 24 年度の住宅建築着工戸数は、震災前年の平成 22 年度と比較し、約 1.8 倍となっております。

また、市内の分譲宅地についても、ほぼ完売し、新たな宅地の入手は極めて困難となっており、このような状況が、しばらくは続くものと見込まれております。

さらに、現在、災害公営住宅整備事業をはじめとする震災復旧復興事業の影響により、一般住宅の建築に携わる作業員不足が著しく、住宅建築等に係る契約を締結しても工事に着手できず、消費税引き上げに伴う負担増が大いに懸念されております。

国におかれましては、消費税の引き上げに伴う負担増の軽減措置とし、被災者の方々の住宅再建等については、「住まいの復興給付金制度」が、また、一般の方々の住宅取得については、「すまい給付金制度」や「減税措置」が講じられているものの、「すまい給付金制度」は、所得制限があり、また、給付額が低いものとされております。

つきましては、本市のこのような特殊な事情をご高配いただき、一般の市民の方々の住宅取得や補修につきましても、被災者と同様、「住まいの復興給付金制度」の対象となるよう、特段のご配慮をお願い申し上げます。